

ふじみ野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(あっせん)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長は、あっせんを行うため、ふじみ野市建築紛争相談員を置くことができる。</u></p>